

平成 16 年 9 月 20 日

ジョイント・フォーラム「金融サービスにおける
アウトソーシング」に対する全銀協意見書

全国銀行協会

全国銀行協会は、邦銀 144 行、日本で活動する外銀 38 行等を構成メンバーとする業界団体です。今般、バーゼル銀行監督委員会より、平成 16 年 8 月 2 日に公表された標記市中協議文書に関するコメントを、下記のとおり取りまとめました。これらコメントを検討いただき、最終文書に反映されることを希望します。

記

1. 原則 . に関して

本書面の実態調査にもある通り、金融機関における外部委託といっても、その対象となる業務は、銀行業務等の根幹に関わるものから非金融企業と同様の総務・事務的なものまで極めて幅広く、かつ、その業務の量や質ならびにリスクについても相当に幅がある。こうした実態を踏まえ、外部委託の評価の指針となるような包括的な方針や包括的なリスク管理策の策定を一律に「望ましい」と位置付けるのではなく、委託する業務の内容等に応じた対応も許容されることを明確化すべきである。

2. 原則 . に関して

金融機関は業務委託先の「適切なデューデリジェンスを実施することが望ましい」とされているが、本文書において再委託が認められていることなどの複雑さを考えあわせると、「デューデリジェンス」の内容が一律に規定されるのではなく、具体的に想定される内容が各国の規制当局の規制において例示されることを希望する。

3. 原則 . に関して

監督当局の管轄権限が業務委託先にも及ぶ可能性があることが言及されているが、業務委託先に対し監督当局の管轄権が直接・間接に及ぶことが明示されれば業務委託先が受託に消極的になる可能性があり、効率的な業務委託の実施に支障を生じる懸念がある。

以 上